

## Happy New Year

本年が皆様にとりまして、  
幸せな年でありますようにお祈りします。

5 日小寒, 7 日 七草, 9 日成人の日, 11 日 鏡開き, 20 日 大寒



王が頭 (美ヶ原) の日の出

## January 案内

① 日本年金機構「愛知事務センター」が 1/1 から愛知・岐阜・三重を統合して「名古屋広域事務センター」となりました。

住所は同じでフロアが 3 階から 12 階へ移動 〒460-8586 名古屋市中区錦 1-18-22 名古屋 A T ビル 12 階です。届出書は全て郵送のみの受付です。

② 将来の年金支給水準を維持するために年金支給額の新たな改定ルールを導入することを柱とする「年金制度改革関連法」が昨年 12 月 14 日に成立しました。厚生年金加入対象の拡大も盛り込まれており、4 月から従業員 500 人以下の企業で週 20 時間以上働く短時間労働者も労使で合意すれば厚生年金に加入できるようになります。また、平成 31 年 4 月から国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料が免除となります。

☆ 現在の保険料率 ※ (労使折半料率) 健康保険 49.85 (愛知) / 1000、介護保険 7.9 / 1000  
厚生年金保険 90.91 / 1000 雇用保険 4 / 1000 (建設業 5 / 1000)

## 2. 名言名句

「神様は私たちに、成功してほしいなんて思っていません。  
ただ、挑戦することを望んでいるだけよ。」

マザーテレサ (カトリック教会の修道女、ノーベル平和賞受賞 / 1910~1997)

## 3. 法改正等ワンポイント

### 雇用保険等の改正情報

① 昨年 12 月末までは、「高年齢継続被保険者」に限り、65 歳以上の方も雇用保険の適用対象でしたが、1 月 1 日以降、(1) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、(2) 31 日以上の雇用見込みがある方は、「高年齢被保険者」として雇用保険の被保険者となります。 ※ 保険料の徴収は、平成 31 年度 (32 年 3 月) までは免除となります。

② 4 月 1 日以降：雇用保険料率引下げ等

昨年 12 月 8 日に、厚生労働省の労働政策審議会 (雇用保険部会) で雇用保険制度改正案の報告書が了承され、来年の通常国会に雇用保険法などの改正案が提出される見通しです。

この報告書によれば、2017 年度から 3 年間、労使折半で負担する雇用保険料を 0.8% から 0.6% に引き下げます (労使それぞれ 3 / 1000)。

また、失業手当の給付額を 1 日当たり 136~395 円引き上げ、倒産や解雇で離職した 30~44 歳の方 (被保険者期間 1 年以上 5 年未満) の支給日数を 120~150 日 (現在 90 日) にします。有期契約労働者が雇止めにより離職した場合等 (特定理由者) の支給日数を拡充する措置は、5 年間延長します。

③ 通常国会には育児休業期間を最長 2 年とする改正案も提出される見通しですが、育児休業給付についても給付期間を最長 2 年とし、支給率を休業開始から半年は賃金の 67%、半年経過後は 50% とする (支給率は現在と同じ) ことも盛り込まれています。

④ 現在、国を挙げて“働き方改革”に取り組もうという動きがありますが、特に長時間労働の是正は待ったなしの問題だと言えます。昨年 6 月に閣議決定された『ニッポン一億総活躍プラン』においても、「『睡眠時間が少ないことを自慢し、超多忙なことが生産的だ』といった価値観が、この 3 年間で変わり始めている。長時間労働の是正は、労働の質を高めることにより、多様なライフスタイルを可能にし、ひいては生産性の向上につながる。今こそ、長時間労働の是正に向けて背中を押していくことが重要である」とされています。

そんな中、長時間労働を是正する手段の 1 つとして注目されているのが、「勤務間インターバル」です。この制度は、その日の勤務終了時から翌日の勤務開始時まで、一定時間（インターバル）を設けることにより、強制的に休息時間を確保するものであり、EU 諸国では「24 時間につき最低連続 11 時間の休息



時間」が義務化されています。日本でもこの制度を導入しようとする動きがあり、自民党の「働き方改革に関する特命委員会」が、「勤務間インターバル」の導入を進めるための環境整備に取り組むことを明記する方針を示しています。

また、厚生労働省からは、「勤務間インターバル」を導入した中小企業に対して助成金を支給する方針が発表されています（平成 29 年度からの予定）。助成の対象となるのは、「就業規則等の作成・変更費用、研修費用、労務管理用機器等の導入・更新費用等」であり、助成率は費用の 4 分の 3（上限 50 万円）となっています

#### 4. 統計・情報

① 厚生労働省は、残業代の不払いがあったために労働基準監督署が是正指導を行った企業が 2015 年度に 1,348 社（前年度比 19 社増）あったと発表した。対象労働者数は 9 万 2,712 人（同 11 万 795 人減）、支払われた合計額は 99 億 9,423 万円（同 42 億 5,153 万円減）で、いずれも大幅に減少した。（12 月 27 日）〔関連リンク〕平成 27 年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果を公表します <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000146857.html>

② 厚生労働省が 11 月の有効求人倍率を発表し、1.41 倍（前月比 0.01 ポイント増）となり 3 カ月連続で上昇したことがわかった。また、総務省が発表した 11 月の完全失業率は 3.1%（前月比 0.1 ポイント増）で 3 カ月ぶりに悪化した（12 月 27 日）

③ 副業「原則禁止」から「原則容認」へ 政府は、正社員の副業・兼業の拡大を図るため、厚生労働省が作成しているモデル就業規則の内容を年度内にも見直し、原則として副業・兼業を認める規定を盛り込む方針を示した。また、複数の企業で働いた場合の社会保険料負担のあり方などを示すガイドラインを 29 年度以降に公表する方針（12 月 26 日）。

④ 厚生労働省は、10 月から施行された「パート労働者への社会保険適用拡大」に伴う厚生年金への新規加入者（11 月 10 日まで）が 20 万 1,103 人となったと発表した。対象者は週 20 時間以上勤務し、年収約 106 万円以上などの条件を満たすパート労働者等で、同省では約 25 万人が対象となると推計している（12 月 21 日）。

労働時間抑制の問題は、過重労働からくる健康被害や過労死問題として国は対策強化に動き始めています。電通事件を受け、大企業は過重労働の上限を月 80 時間とし、「80 時間超で過労死認定が 1 年で 2 事業所であった場合に指導、立入調査ののち、あるいは複数事業所で過労死又は過労自殺があった場合は即」、企業名を公表されることとなります（早ければ今月中に通達）。国は今後、労働基準監督官を増やして、大企業を問わずこれまで以上に労働調査を強化してゆくと考えられます。しかし、一方で趣旨が違うのかもしれませんが、国は「4 の統計・情報の③」の「副業の原則容認」をしてゆくというのは、過重労働抑制と真逆の事のように、違和感があります。

「過労死」という言葉は 20 年以上前からあります。前職時代、1992 年にアメリカのヒューストンでの研修の際、ホームステイ先のご主人と飲みながら「Karoushi」やトヨタの「Kanban-houshiki」他、文化の違いなど話していたことを思い出しました。「働きすぎ」は日本独特のものとして海外で認識されています。過労死もそのまま英語になっています。過重労働やサービス残業がある企業は、解決を急がねばならないと思います。

2017 年が始まりました。労働・社会保険関係の改正は、毎年ではありますがやはり多くなっており、法改正など最新情報と的確なアドバイスを提供し、信頼性・確実性を高めてまいりますので本年もよろしくお願い申し上げます。